第26回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年5月14日

大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」 において、緊急事態措置を実施すべき区域に北海道、岡山県及び 広島県を追加すること、また、まん延防止等重点措置を実施すべ き区域に群馬県、石川県及び熊本県を追加することが決定されま した。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、 引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等が求められ、感染防止等の徹底に取り組むこととされています。 そのため、私からは、5月7日付けで指示した各種の取組について、当面、その実施を継続し、感染拡大の防止に万全を期すことを改めて指示いたします。

○ 具体的には、

- ・緊急事態措置区域等における外出・移動の自粛の観点から、 空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼び かけや、主要空港におけるサーモグラフィーによる検温の徹底、 緊急事態措置区域等を対象エリアに含む高速道路周遊パスの新規 申込の受付停止、高速道路料金の休日割引の3割引を適用しない こと等の取組を継続実施すること
- ・政府として経済団体に対し、テレワークの活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら公表し、取組を促進するよう要請するとされたことを踏まえ、国土交通省としてもテレワークの活用等により出勤職員の7割削減を自ら徹底するとともに、所管事業者に対し、改めて、テレワークの活用等について協力を強く要請すること
- ・ 各業界の事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前 広に把握の上、資金繰りに関する支援等についての相談窓口にお いて、引き続き必要な対応を行うなど、先手先手で万全の対応を 行うこと

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部関係資料

- ・ 昨年来、政府として種々の支援策を講じて、現在の措置に至っているが、中でも雇用調整助成金については、今般、6月までこれまでと同水準の支援を行うとされたことを踏まえ、所管事業者に周知徹底し、その積極的活用を促すこと
- ・ 地域観光事業支援事業について、引き続き、観光関連事業者 は極めて深刻な影響を受けることが予想されるため、新たに講じ た「宿泊事業者による感染防止対策等への支援」について、早急 に都道府県や事業者に周知し、着実な実施を促すこと

などを指示いたします。

- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊 張感をもって業務に励むとともに、感染予防対策や体調管理を徹 底して下さい。
- 国民の生命と暮らしを守るためには、速やかに感染収束を図らなければいけないと考えております。省としてそのような思いを 1つにしてしっかり対応していきたいと思います。
- 私からは以上です。